被扶養者認定における交通費の取り扱い変更について

平素はパナソニック健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

このたび、被扶養者認定における収入審査について、以下のとおり取り扱いを変更いたします。これまでは交通費を収入に含めておりませんでしたが、今後は給与等とあわせて収入として取り扱いますので、お知らせいたします。

なお、以下の内容以外での変更点はございません。

■変更点

給与収入者（パート・アルバイト等）の交通費について、被扶養者認定の審査時に収入に含めておりませんでしたが、今後は収入に含めて審査します。

■変更開始日

令和９年４月１日以降を認定日とする被扶養者認定から適用します。

■その他

詳細は以下のQ&Aをご確認ください。

Q&A

① いつから交通費を含む運用になるのか？

令和９年４月１日以降の認定日については、交通費も含めて収入審査を行います。
なお、届出書類が令和９年４月１日以前に提出されていた場合であっても、認定日が４月１日以降となる場合は、交通費を含めた収入で審査します。そのため、給与明細や給与見込み証明書は交通費を含んだものの提出が必要です。
令和９年４月１日以降の認定日→交通費含む
令和９年３月31日以前の認定日（令和９年４月１日以降到着分含む）→交通費含まない

② 交通費を含むと収入基準をすでに超過している場合、被扶養者資格はどうなりますか？

今回の取り扱い変更のみを理由として、過去に遡って被扶養者資格を取り消すことはありません。ただし、令和９年４月１日以降は交通費を含めて収入を判定します。そのため、令和９年４月１日以降、交通費を含む収入の３か月平均額が108,334円【(19歳から23歳未満（配偶者除く）の場合は125,000円、60歳以上または障害年金受給者の場合は150,000円)】以上になった場合は、速やかに被扶養者異動届を提出し、扶養の削除手続きを行ってください。

③ 労働条件通知書等で審査する場合、交通費が記載されているものが必要なのか？

労働条件通知等に「交通費支給あり」の記載がある場合は、交通費の支給額が確認できる書類（雇用条件通知書、給与明細等）の提出をお願いすることがあります。また、交通費が年１回や半年ごとなど、まとめて支給される場合は、その支給額を支給対象期間（月数）で除して月額換算し、収入に算入します。

④ なぜ交通費を含むようになったのか？

健康保険の被扶養者認定では、原則として継続的に得られる収入から総合的に判断※します。交通費も継続的に支給されるため、収入として取り扱います。

⑤ 交通費は非課税なのに、なぜ収入に含まれるのか？

税法上の非課税扱いと、健康保険の被扶養者認定における収入判定は考え方が異なります。課税・非課税問わず、交通費についても収入に含めて取り扱います。

⑥ 交通費に準ずるものとはどのようなものがありますか？

通勤に要する費用として継続的に支給される場合は、交通費と同様に収入とします。
（例）通勤手当、ガソリン代、駐車場代補助

※参考：昭和 52 年 4 月 6 日保発第 9 号、昭和 61 年 4 月 1 日付庁保険初第 18 号通知

以上